

嬉泉後援会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、嬉泉後援会(以下、「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、東京都世田谷区船橋1丁目30番9号、社会福祉法人嬉泉本部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、社会福祉法人嬉泉の運営による諸事業所が、先駆的、創造的な仕事が行えるよう、これを積極的に援助、協力するものとする。

第2章 会員

(会員の構成)

第4条 本会の会員は、社会福祉法人嬉泉の運営による諸事業所に在籍するまたは在籍した事のある者およびその保護者、および本会の趣旨に賛同し、または社会福祉に深い関心を持つ者をもって構成する。

第5条 会員の構成は、次の通りである。

- 1 普通会员 在籍児・者およびその家族
- 2 賛助会員 普通会员以外の個人、および法人、団体
- 3 名誉会員 総会にて推薦のあった学識経験者および有識者

第3章 世話人会

(機能)

第6条 世話人は、総会に次ぐ決議機関で総会の決定に従い、事業計画の遂行その他会の運営について協議し、代表世話人がこれを招集する。

(構成)

第7条 世話人は下記により構成する。

- 1 代表世話人 1名
- 2 代表世話人補佐 2名
- 3 世話人 25名以内
- 4 会計監査 2名
- 5 顧問 若干名

(選出)

第 8 条 前条の世話人は、諸事業所における会員の互選、および法人の要請により推薦された賛助会員と職員で、総会において承認を受けるものとする。世話人代表および補佐、会計監査の選出は、世話人相互の互選による。

(任期)

第 9 条 世話人会構成員の任期は、原則として 2 年とする。ただし再選は防げない。

第 4 章 事務局

(機能)

第 10 条 事務局は、総会および世話人会で決議された事業計画その他の遂行に当たる執行機関で、本会の実務を担当し、事務局長がこれを統括する。

(構成)

第 11 条 事務局は、下記により構成する。

- 1 事務局長 1 名
- 2 事務局長補佐 2 名
- 3 書記 若干名
- 4 会計 2 名

第 12 条 事務局員の選出は、世話人相互の互選とし、事務局長は、事務局員の互選により、総会の承認を受ける。

第 13 条 原則として世話人会に準ずる。

第 5 章 総会

(機能)

第 14 条 本会の最高決議機関として、最低年 1 回の総会を開催するものとする。総会は委任状を含めた普通会员の過半数を以て成立する。

(開催期間)

第 15 条 定期総会は、会計年度の最終日から三か月以内に開催し、事業報告、予算、決算の承認、およびその他重要事項の審議決定をするものとする。ただし、臨時総会は、必要の際随時招集することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、代表世話人がこれにあたり、事故あるときは、代表世話人補佐または他の世話人がこれに代わる。

(決議方法)

第 17 条 総会の決議は、出席会員の過半数によって決する。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(収入)

第 19 条 本会の経費は、次の収入をもってこれにあたる。

- 1 会費
- 2 寄付金および助成金品
- 3 その他の収入

(会費)

第 20 条 会費は下記の通りとする。

- 1 普通会员 年額一口 3000 円(一口以上)
- 2 賛助会員 個人 年間一口 2000 円(一口以上)
- 法人団体 年間一口 10000 円(一口以上)
- 3 名誉会員

(規約の変更)

第 21 条 本会の規約の変更は、総会の決議によらなければならない。

(雑則)

第 22 条 本会の規約に定めのない事項は、世話人会に一任する。細則を定めた場合は、これを次の総会に提出し、承認を受けなければならない。

付則

- この規約は、昭和 53 年 9 月 25 日より執行する。
- この規約の改正規約は、昭和 60 年 4 月 25 日より執行する。
- この規約の改正規約は、平成 3 年 5 月 14 日より執行する。
- この規約の改正規約は、平成 8 年 5 月 24 日より執行する。
- この規約の改正規約は、平成 28 年 6 月 15 日より執行する。